

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六戸町長 佐藤 陽大

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 六戸町<br>(12345)                    |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 金矢地区<br>(金矢)                      |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年12月4日、令和5年12月18日<br>(第1回、第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

|  |
|--|
| <p>当地区は、高齢化が進み、農業離れが加速化している。また、年々地域のコミュニティの希薄化により、地域での話し合いも困難となっている。道路の草刈り、雑木の枝払い等の農業をする上での環境整備が難しくなってきたため、耕作放棄地が増えていく可能性が懸念される。畑に関しては、ほぼすべての農地が耕作されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。</li> <li>・10年後は高齢化や後継者不足により、今以上に規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。</li> </ul> <p>【地域の基礎的データ】<br/>田の面積:66.5ha 畑の面積180.8ha<br/>主な作物:にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん</p> |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

|  |
|--|
| <p>50歳以下の若手農業者が少ないため、新たな担い手の確保策として、新規で農業をしたい人や認定農業者等が農業機械や農業技術を確保しやすいよう、研修先の提供、補助金の情報の提供ができるような体制構築を進める。<br/>調査の段階で規模拡大で提出していなくても、耕作農地周辺であれば借りられる農家も多々いるため、聞き取りし集積・集約を目指す。</p> |
|--|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 247 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 247 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|   |
|---|
| <p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p> |
|---|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 令和5年度時点での整備事業実施計画はなし  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 市町村や農業委員会、おいらせ農業協同組合、県普及振興室と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の確保などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |       |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|-------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出   | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六戸町長 佐藤 陽大

|                   |                                   |  |
|-------------------|-----------------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 六戸町<br>(12345)                    |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 沖山・岡沼地区<br>(沖山、岡沼)                |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年12月4日、令和5年12月18日<br>(第1回、第2回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化が進み、農業離れが加速化している。当地区は農家同士で連携が取れているため、耕作できていない農地はほとんどなく、担い手への集積が今後見込める地区となっている。その反面、担い手農家は規模が大きく、それに伴い機械も大きいため、畦畔があたり面積が小さい農地は、借り手がなかなか見つからない等の問題もある。

- ・大きい機械が入っていけない面積が小さい農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。
- ・10年後は高齢化や後継者不足により、規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。

【地域の基礎的データ】

田の面積:313.4ha 畑の面積296.6ha

主な作物: 水稻、にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん、牧草

(2) 地域における農業の将来の在り方

50歳以下の若手農業者が少ないため、新たな担い手の確保策として、新規で農業をしたい人や認定農業者等が農業機械や農業技術を確認しやすいよう、研修先の提供、補助金の情報の提供ができるような体制構築を進める。

調査の段階で規模拡大で提出していなくても、耕作農地周辺であれば借りられる農家も多々いるため、聞き取りし集積・集約を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 610 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 610 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 令和5年度時点での整備事業実施計画はなし  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 市町村や農業委員会、おいらせ農業協同組合、県普及振興室と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の確保などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六戸町長 佐藤 陽大

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 六戸町<br>(12345)                    |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 根古橋地区<br>(根古橋、高森、大曲)              |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年12月6日、令和5年12月20日<br>(第1回、第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化が進み、農業離れが加速化している。また、年々地域のコミュニティの希薄化により、地域での話し合いも困難となっている。道路の草刈り、雑木の枝払い等の農業をする上での環境整備が難しくなってきたため、耕作放棄地が増えていく可能性が懸念されている。傾斜がある農地や重機を入れないと耕作が難しい農地等、農地を借りる上で問題があるため、沢田に関しては特に借り手が見つかりづらい。

- ・耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。
- ・10年後は高齢化や後継者不足により、今以上に規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。

## 【地域の基礎的データ】

田の面積:227.8ha 畑の面積117.2ha

主な作物:水稲、にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん

## (2) 地域における農業の将来の在り方

50歳以下の若手農業者が少ないため、新たな担い手の確保策として、新規で農業をしたい人や認定農業者等が農業機械や農業技術を確保しやすいよう、研修先の提供、補助金の情報の提供ができるような体制構築を進める。

調査の段階で規模拡大で提出していなくても、耕作農地周辺であれば借りられる農家も多々いるため、聞き取りし集積・集約を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 345 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 345 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 令和5年度時点での整備事業実施計画はなし  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 市町村や農業委員会、おいらせ農業協同組合、県普及振興室と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の確保などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六戸町長 佐藤 陽 大

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 六戸町<br>(12345)                    |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 七百地区<br>(七百、古里・堀切)                |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年12月5日、令和5年12月19日<br>(第1回、第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化が進み、農業離れが加速化している。農業者が減ることで、普請(泥上げ等)の負担が残った農家にかかってしまう。また、当地区は兼業農家が多い地区であり、日中の参加ができないため、地域での話し合いも困難となっている。道路の草刈り、雑木の枝払い等の農業をする上での環境整備が難しくなっているため、耕作放棄地が増えていく可能性が懸念されている。

- ・耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。
- ・10年後は高齢化や後継者不足により、今以上に規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。

## 【地域の基礎的データ】

田の面積:145ha 畑の面積129.2ha

主な作物:水稲、にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん

## (2) 地域における農業の将来の在り方

50歳以下の若手農業者が少ないため、新たな担い手の確保策として、新規で農業をしたい人や認定農業者等が農業機械や農業技術を確認しやすいよう、研修先の提供、補助金の情報の提供ができるような体制構築を進める。

調査の段階で規模拡大で提出していなくても、耕作農地周辺であれば借りられる農家も多々いるため、聞き取りし集積・集約を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 274 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 274 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 令和5年度時点での整備事業実施計画はなし  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 市町村や農業委員会、おいらせ農業協同組合、県普及振興室と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の確保などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六戸町長 佐藤 陽大

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 六戸町<br>(12345)                    |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 折茂地区<br>(川原新田、折茂、折茂新田)            |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年12月7日、令和5年12月21日<br>(第1回、第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

|   |
|---|
| <p>当地区は、高齢化が進み、農業離れが加速化している。また、年々地域のコミュニティの希薄化により、地域での話し合いも困難となっている。道路の草刈り、雑木の枝払い等の農業をする上での環境整備が難しくなってきたため、耕作放棄地が増えていく可能性が懸念されている。設備等の老朽化により、農作業に支障が出ている人も出てきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。</li> <li>・10年後は高齢化や後継者不足により、今以上に規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。</li> </ul> <p>【地域の基礎的データ】<br/>田の面積:493.4ha 畑の面積150.5ha<br/>主な作物:水稲、にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん</p> |
|---|

(2) 地域における農業の将来の在り方

|  |
|--|
| <p>50歳以下の若手農業者が少ないため、新たな担い手の確保策として、新規で農業をしたい人や認定農業者等が農業機械や農業技術を確保しやすいよう、研修先の提供、補助金の情報の提供ができるような体制構築を進める。<br/>調査の段階で規模拡大で提出していなくても、耕作農地周辺であれば借りられる農家も多々いるため、聞き取りし集積・集約を目指す。</p> |
|--|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 643 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 643 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|   |
|---|
| <p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p> |
|---|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 令和5年度時点での整備事業実施計画はなし  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 市町村や農業委員会、おいらせ農業協同組合、県普及振興室と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の確保などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六戸町長 佐藤 陽大

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 六戸町<br>(12345)                    |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 坪毛沢地区<br>(通目木)                    |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年12月6日、令和5年12月20日<br>(第1回、第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

|  |
|--|
| <p>当地区は、高齢化が進み、農業離れが加速化している。道路の草刈り、雑木の枝払い等の農業をする上での環境整備が人手不足で難しくなっているため、借りた人が管理する状況になり、担い手が少なくなっている。規模拡大したいと思っている人はいるが、にんにく等1回の作業人数が多くかかる作業を手伝える農家が高齢化で年々減っているため、規模拡大しづらい。担い手も少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。</li> <li>・10年後は高齢化や後継者不足により、今以上に規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。</li> </ul> <p>【地域の基礎的データ】<br/>田の面積:148.3ha 畑の面積130.3ha<br/>主な作物:水稲、にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん</p> |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

|  |
|--|
| <p>50歳以下の若手農業者が少ないため、新たな担い手の確保策として、新規で農業をしたい人や認定農業者等が農業機械や農業技術を確保しやすいよう、研修先の提供、補助金の情報の提供ができるような体制構築を進める。<br/>調査の段階で規模拡大で提出していなくても、耕作農地周辺であれば借りられる農家も多々いるため、聞き取りし集積・集約を目指す。</p> |
|--|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 278 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 278 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|   |
|---|
| <p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p> |
|---|

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 令和5年度時点での整備事業実施計画はなし  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 市町村や農業委員会、おいらせ農業協同組合、県普及振興室と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の確保などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                          |           |                          |             |                          |         |                          |       |                          |      |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|--------------------------|---------|--------------------------|-------|--------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④輸出   | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> | ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六戸町長 佐藤 陽 大

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 六戸町<br>(12345)                    |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 犬落瀬地区<br>(上町、中町、下町、高見、押込町、高館、南町)  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年12月5日、令和5年12月19日<br>(第1回、第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化が進み、農業離れが加速化している。また、年々地域のコミュニティの希薄化により、地域での話し合いも困難となっている。田に関しては、一定の大きな農家に集積することができている。担い手が少ないため、規模拡大しづらい状況となっている。

- ・耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。
- ・10年後は高齢化や後継者不足により、今以上に規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。

## 【地域の基礎的データ】

田の面積:304.4ha 畑の面積56.3ha

主な作物:水稲、にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん

## (2) 地域における農業の将来の在り方

50歳以下の若手農業者が少ないため、新たな担い手の確保策として、新規で農業をしたい人や認定農業者等が農業機械や農業技術を確保しやすいよう、研修先の提供、補助金の情報の提供ができるような体制構築を進める。

調査の段階で規模拡大で提出していなくても、耕作農地周辺であれば借りられる農家も多々いるため、聞き取りし集積・集約を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 374 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 374 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 令和5年度時点での整備事業実施計画はなし  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 市町村や農業委員会、おいらせ農業協同組合、県普及振興室と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の確保などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六戸町長 佐藤 陽大

|                   |                                   |
|-------------------|-----------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 六戸町<br>(12345)                    |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 鶴喰地区<br>(鶴喰、柳町、小平)                |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年12月7日、令和5年12月21日<br>(第1回、第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、高齢化が進み、農業離れが加速化している。道路の草刈り、雑木の枝払い等の環境整備の人材不足や、沢田に関しては条件が悪い等の理由から担い手が見つからず、耕作できていない農地が今後出てくる可能性が懸念される。また、農地が広がっている場所は、何とか担い手を探し耕作しているが、家の敷地を通っていかないといけな農地等に関しては、大型トラクターが入っていけないため、担い手がなかなか見つからない。

- ・耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。
- ・10年後は高齢化や後継者不足により、今以上に規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。

【地域の基礎的データ】  
 田の面積:136.8ha 畑の面積48.1ha  
 主な作物:水稲、にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

50歳以下の若手農業者が少ないため、新たな担い手の確保策として、新規で農業をしたい人や認定農業者等が農業機械や農業技術を確保しやすいよう、研修先の提供、補助金の情報の提供ができるような体制構築を進める。  
 調査の段階で規模拡大で提出していなくても、耕作農地周辺であれば借りられる農家も多々いるため、聞き取りし集積・集約を目指す。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 184 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 184 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

#### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 令和5年度時点での整備事業実施計画はなし  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 市町村や農業委員会、おいらせ農業協同組合、県普及振興室と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の確保などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六戸町長 佐藤 陽 大

|                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 六戸町<br>(12345)                     |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 上吉田地区<br>(上吉田、入口)                  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年12月11日、令和5年12月22日<br>(第1回、第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

|   |
|---|
| <p>当地区は、高齢化が進み、担い手が不足している。沢田は耕作できていない農地が出てきていて、担い手も少ないため、今後も耕作が難しい可能性がある。また、年々地域のコミュニティの希薄化により、地域での話し合いも困難となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。</li> <li>10年後は高齢化や後継者不足により、今以上に規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。</li> </ul> <p>【地域の基礎的データ】<br/>         田の面積:158.6ha 畑の面積157ha<br/>         主な作物:水稲、にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん</p> |
|---|

### (2) 地域における農業の将来の在り方

|   |
|---|
| <p>50歳以下の若手農業者が少ないため、新たな担い手の確保策として、新規で農業をしたい人や認定農業者等が農業機械や農業技術を確保しやすいよう、研修先の提供、補助金の情報の提供ができるような体制構築を進める。</p> <p>調査の段階で規模拡大で提出していなくても、耕作農地周辺であれば借りられる農家も多々いるため、聞き取りし集積・集約を目指す。</p> |
|---|

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 315 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 315 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|   |
|---|
| <p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p> |
|---|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 令和5年度時点での整備事業実施計画はなし  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 市町村や農業委員会、おいらせ農業協同組合、県普及振興室と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の確保などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

六戸町長 佐藤 陽大

|                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 六戸町<br>(12345)                     |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 下吉田・米沢地区<br>(米沢、長谷、赤田)             |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和5年12月11日、令和5年12月22日<br>(第1回、第2回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

|  |
|--|
| <p>当地区は、高齢化が進み、農業離れが加速化している。また、年々地域のコミュニティの希薄化により、地域での話し合いも困難となっている。道路の草刈り、雑木の枝払い等の農業をする上での環境整備が難しくなってきたため、耕作放棄地が増えていく可能性が懸念されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。</li> <li>・10年後は高齢化や後継者不足により、今以上に規模縮小やリタイアする農家が増える恐れがある。</li> </ul> <p>【地域の基礎的データ】<br/>田の面積:86.1ha 畑の面積73.6ha<br/>主な作物:水稲、にんにく、ごぼう、ながいも、だいこん、にんじん</p> |
|--|

(2) 地域における農業の将来の在り方

|  |
|--|
| <p>50歳以下の若手農業者が少ないため、新たな担い手の確保策として、新規で農業をしたい人や認定農業者等が農業機械や農業技術を確保しやすいよう、研修先の提供、補助金の情報の提供ができるような体制構築を進める。<br/>調査の段階で規模拡大で提出していなくても、耕作農地周辺であれば借りられる農家も多々いるため、聞き取りし集積・集約を目指す。</p> |
|--|

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積                       | 159 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 159 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha     |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|   |
|---|
| <p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p> |
|---|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|   |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針  |
| 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。   |
| (2)農地中間管理機構の活用方針  |
| 地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。   |
| (3)基盤整備事業への取組方針   |
| 令和5年度時点での整備事業実施計画はなし  |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針  |
| 市町村や農業委員会、おいらせ農業協同組合、県普及振興室と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の確保などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針   |
|   |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                    |                                      |                                  |                                |                               |
|------------------------------------|--------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出   | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

|  |
|--|
|  |
|--|